

多古町電子入札システム運用基準

多古町

平成21年6月

平成23年4月改正

平成24年1月改正

目次	
1. 総則	4
1-1 趣旨	
1-2 用語の意義	
2. 共通事項	5
2-1 電子入札システムについて	
2-2 電子入札システムの利用者について	
2-3 対象入札方式	
2-4 対象入札案件	
2-5 システムの運用時間	
3. 電子入札システム	6
3-1 ICカードの取扱いについて	
3-1-1 利用者登録について	
3-1-2 利用者登録内容の変更について	
3-1-3 ICカードの名義人について	
3-1-4 ICカード複数枚の登録について	
3-1-5 ICカードの更新について	
3-1-6 ICカードの失効について	
3-1-7 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い	
3-2 対象入札案件の取扱いについて	7
3-2-1 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出について	
3-2-2 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出後の辞退について	
3-2-3 入札参加申込締切日時を変更した場合について	
3-2-4 案件が変更された場合について	
3-2-5 案件が取り消しされた場合について	
3-3 添付資料の取扱いについて	8
3-3-1 必要書類の添付について	
3-3-2 ファイルの圧縮形式について	
3-3-3 ウィルス対策について	
3-3-4 必要書類の再提出について	
3-3-5 電子入札システムで添付できない必要書類の提出について	
3-4 指名通知及び入札書の取扱いについて	9
3-4-1 指名通知について	
3-4-2 入札書の提出について	
3-4-3 入札書受付締切予定日時を変更した場合について	
3-4-4 入札書提出後の辞退について	

3-4-5 入札書未提出の取扱いについて	
3-5 開札について	10
3-5-1 開札方法について	
3-5-2 開札時の立会いについて	
3-5-3 落札者決定について	
3-5-4 くじになった場合の取扱い	
3-5-5 入札の保留について	
3-5-6 開札の延期について	
3-5-7 入札の取止めについて	
3-6 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合	11
3-6-1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について	
3-6-2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて	
3-6-3 紙入札業者の提出期限及び提出場所について	
4. システム障害等の取り扱いについて	12
4-1 多古町のトラブル	
4-2 電子入札業者のトラブル	
4-2-1 入札参加希望者がICカードを紛失又は破損した場合	
4-2-2 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合	
4-2-3 停電が起こった場合	
4-2-4 その他の場合	
5. 不正行為等の取り扱いについて	13
5-1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて	
5-2 添付された書類にウィルス感染があった場合	

1. 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、多古町電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、関係法令、多古町財務規則及び多古町電子入札約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

(1) 多古町電子入札システム

多古町の発注に係る工事又は製造その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約(財産の売払いを除く。)に係る競争入札において、案件の登録から入札参加申込、入札書の提出や受理並びに落札者決定までの事務(以下「入開札事務」という。)をコンピュータとインターネット回線を利用して処理するシステムをいう。

多古町電子入札システムは、千葉県及び千葉県内市町村が共同利用する「ちば電子調達システム」を利用するものとする。

(2) 入札参加資格者名簿

多古町建設工事等入札参加資格者名簿をいう。

(3) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムにより処理する一般競争入札及び指名競争入札に関する入開札事務をいう。

(4) 紙入札

紙に記載した一般競争入札参加資格確認申請書、入札書及び見積内訳書等を使用して行う入札事務をいう。

(5) 電子入札業者

電子入札に参加する入札参加者をいう。

(6) 紙入札業者

この基準を適用する電子入札案件に、紙入札で参加する入札参加者をいう。

(7) ICカード

インターネット等を利用した電子文書のやり取りで、成りすましや改ざんを防止するために使用されるもので、電子入札コアシステムに対応した認証局(以下「コアシステム対応認証局」という。)が発行した電子的な証明書を格納したカードをいう。

(8) 電子くじ

電子入札業者が入力した任意の数字(くじ入力番号)と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定する電子入札システムに備えられた「くじ引き」の仕組みをいう。

2. 共通事項

2-1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札手続き及びこれに関連する情報公表等をインターネット技術を利用して行うことにより、入開札事務における透明性の向上とコストの縮減を図るものである。

また、このシステムは、従来紙により行われてきた各業務を電子化することにより、入札・契約事務の簡素化・合理化を図るものである。

電子入札システムは、多古町が案件登録、入札参加資格、入札書等の受付確認及び通知、開札執行及び開札結果の通知等を行う「発注者機能」、電子入札業者が入札書提出等を行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」等から構成される。

2-2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、多古町建設工事等入札参加資格者名簿に登録され、コアシステム対応認証局が発行したICカードを取得した者とする。

2-3 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、次の入札方式とする。

- ① 一般競争入札方式
- ② 指名競争入札方式

2-4 対象入札案件

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ多古町が指定又は公表する、工事又は製造その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約(財産の売払いを除く。)に係る競争入札に適用する。

この基準を適用する競争入札にあつては、原則として全ての入札参加者が電子入札システムにより電子入札を行うものとする。

2-5 システムの運用時間

電子入札システム運用日は、原則として無休とし、運用時間は、次のとおりとする。ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとする。

その場合、ちば電子調達システムポータルサイトにおいて当該情報を公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

No. 対象者運用時間

- 1 多古町 8:00から24:00まで
- 2 電子入札業者 8:00から24:00まで

3. 電子入札システム

3-1 ICカードの取扱いについて

3-1-1 利用者登録について

電子入札システムの利用者登録は、入札参加資格者名簿の登録部門ごとに、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しくICカードを取得した場合に行うものとする。

利用者登録は、入札参加資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

3-1-2 利用者登録内容の変更について

電子入札利用者登録事項に、以下の変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

企業情報

- ① 電話番号
- ② FAX番号
- ③ 部署名

代表窓口情報及びICカード利用部署情報

- ① 連絡先名称(部署名)
- ② 連絡先郵便番号
- ③ 連絡先住所
- ④ 連絡先氏名
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 連絡先FAX番号
- ⑦ 連絡先メールアドレス

3-1-3 ICカードの名義人について

ICカードの名義人(商号又は名称、住所を含む。以下同じ。)は、多古町建設工事等入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人(年間委任状にある受任者とする。以下同じ。)とする。ただし、代理人は代表者のICカードを利用できるものとする。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続きを行うものとする。

3-1-4 ICカード複数枚の登録について

入札参加者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて、予備のICカードを購入しあらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

3-1-5 ICカードの更新について

入札参加者は、入札参加途中の案件に使用しているICカードの有効期限切れが間近の場合、ICカードの更新を行うものとする。

また、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。ただし、更新のための新規ICカードは、「ICカード企業名称」「ICカード取得者氏名」「ICカード取得者住所(ローマ字表記)」「所属組織の本店所在地」のカード登録内容のすべてが旧ICカードと一致するものとする。

ICカードの更新後、旧ICカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

3-1-6 ICカードの失効について

以下に示す事象が発生した場合、ICカードが失効となるため、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

- ① 紛失・盗難
- ② 破損
- ③ 利用中止
- ④ ICカードがロックした時(ICカード用PINの誤入力)

- ⑤ 名義人となっている代表者を変更した時
- ⑥ 以下に示す、電子証明書情報を変更した時

- ・ICカード企業名称
- ・ICカード取得者氏名
- ・ICカード取得者住所
- ・所属組織の本店所在地

(登記簿事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ)

- ⑦ 利用者が退職した時

3-1-7 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)用に使用できるICカードは、特定JVの構成員の代表者(入札参加資格者名簿に記載されている者)又は代理人のICカードとする。

3-1-8 経常建設共同企業体におけるICカードの取扱い

経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)用に使用できるICカードは、経常JVの構成員の代表者(入札参加資格者名簿に記載されている者)又は代理人のICカードとする。

また、経常JV用に登録したICカードは、単体企業用にICカード登録することができないものとし、当該経常JVの入札参加資格の登録期間内のみ有効なものとする。

3-2 対象入札案件の取扱いについて

3-2-1 競争参加資格確認申請書等の提出について

入札参加希望者は、一般競争入札の電子入札案件について、競争参加資格確認申請書等の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

入札参加希望者は、入札参加申込締切日時(締切日時直前)から相当な期間余裕をもって、競争参加資格確認申請書等を提出するものとする。

3-2-2 競争参加資格確認申請書等の提出後の辞退について

入札参加者の都合により、競争参加資格確認申請書等の提出後、入札書の提出前に入札を辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退届を提出するものとする。

3-2-3 入札参加申込締切日時を変更した場合について

多古町の都合により、入札参加申込締切日時を変更した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、多古町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-4 案件が変更された場合について

多古町の都合により、調達案件情報を修正した場合、入札参加者に対し電話等により連絡するとともに、多古町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-5 案件が取り消しされた場合について

多古町の都合により、調達案件を取り消した場合、既に提出済みの競争参加資格確認申請書及び入札書等は無効とし、電子入札システムにより、入札参加者に対し中止通知書を発行するとともに、多古町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-3 添付資料の取扱いについて

3-3-1 必要書類の添付について

競争参加資格確認申請書等の必要書類、又は見積内訳書等は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量の上限は3.0MB（総合評価方式に係る技術資料の場合にあつては、10MB）とする。

なお、添付書類が上限の容量を超える場合又は別途指定がある場合は、送付（郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）又は持参で提出するものとする。この場合においては、必要書類、提出方法（「送付」「持参」の別）、書類の目録・ページ数、提出年月日を記載した「提出書類一覧表」（様式1）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No. 使用アプリケーション 保存するファイル形式

- 1 Microsoft Word
- 2 Microsoft Excel
- 3 PDF ファイル
- 4 テキストファイル
- 5 画像ファイル JPEG 及び GIF 形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できないので注意すること。

3-3-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、zip又はlzh形式に限定し、自己解凍形式（exe形式）は無効とする。

3-3-3 郵送又は持参による必要書類の提出について

必要書類を郵送又は持参する場合は、原則として、電子入札システムの競争参加資格確認申請書受信確認通知、入札書受信確認通知を印刷したものを同封の上、必ず必要書類一式で提出するものとし、郵送に当たっては、封筒の表に件名及び入札日を朱書きして配達記録が残る書留郵便等を利用するものとする。

また、必要書類の提出は、特に指定がある場合を除き、電子入札システムの提出期限と同一とし、提出期限内必着とする。

3-3-4 必要書類の再提出について

競争参加資格確認申請書等に添付した書類に誤り等があり、受付票を受理していない時は、

参加申込締切日時までに多古町に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出ができるものとする。ただし、見積内訳書の再提出については、認めないものとする。

3-3-5 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウィルス感染があった場合、多古町は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応(書類の提出方法等)について協議するものとする。

3-4 指名通知及び入札書の取扱いについて

3-4-1 指名通知について

指名競争入札に係る指名通知は、電子入札システムを利用して行うものとする。ただし、電子入札システムで受理できない入札参加者に対しては、紙入札と同一とする。

3-4-2 入札書の提出について

入札参加者は、電子入札案件について、入札書の提出は、電子入札システムで行わなければならない。ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3-6の規定によるものとする。

入札書の提出期限は、あらかじめ多古町が設定した入札書受付締切予定日時をもって、システムにより締切るものとする。以降、多古町は、いかなる場合においても入札書を受けけないものとする。

入札書受付締切予定日は、入札書受付開始予定日の翌日以降とし、開札予定日は、入札書受付締切予定日の翌日を標準とする。ただし、入札書受付締切予定日時の翌日が休日の場合、休日の次の平日とする。

入札参加者は、入札書受付締切予定日時(締切日時直前)から相当な期間余裕を持って、入札書を提出するものとする。

3-4-3 入札書受付締切予定日時を変更した場合について

多古町の都合により、入札書受付締切予定日時を変更する場合、電子入札システムにより、入札参加者に対し日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

3-4-4 入札書提出後の辞退について

入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合、開札予定日時前までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退申請書を提出するものとする。

3-4-5 入札書未提出の取扱いについて

入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

3-5 開札について

3-5-1 開札方法について

多古町は、事前に設定した開札予定日時後に、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙

入札業者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札書を一括開封し落札者決定を行うものとする。

3-5-2 開札時の立会いについて

入札参加者は、開札に立会うことができるものとする。立会いを希望する場合には、開札日前日までに多古町に連絡するものとする。

なお、復代理人が立会う場合には、立会い委任状(様式4)を立会い時に提出するものとする。

また、紙入札による参加者がいる場合は紙媒体の入札書を持参し、開札に立会うことができるものとする。

3-5-3 落札者決定について

多古町は、落札者が決定した場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

3-5-4 くじになった場合の取扱い

多古町は、落札となるべき同価格の入札参加者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合、直ちに電子入札システムにおいて電子くじを実施し、電子入札システムにより、入札参加者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

紙入札業者については、入札書に記載したくじ番号を入札執行職員が入力するものとする。

入札書にくじ番号の記載がない場合には、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号をくじ番号とする。

3-5-5 入札の保留について

多古町は、入札を保留する場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

3-5-6 開札の延期について

多古町は、開札を延期する場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

3-5-7 入札の取止めについて

多古町は、入札不調等により入札を取止めする場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に取止め通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに取止め通知書の内容を確認するものとする。

ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

3-6 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

3-6-1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

多古町は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者として入札参加を認めるものとする。

- ① 電子入札業者が、ICカードの記載事項(名義人等)の変更によりICカード再発行の申請中の場合
- ② 電子入札業者が、ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合
- ③ 電子入札業者が、パソコン、インターネット環境等のシステム障害により、入札書受付締切日時までに入札書が提出できない場合
- ④ 紙入札による入札参加者が、電子入札導入の準備を行っているが、間に合わない場合
- ⑤ その他、多古町がやむを得ないと認めた場合

3-6-2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて

紙入札業者として入札に参加する場合、入札参加申込締切日時までに「紙入札方式参加届出書」(様式2)を多古町へ持参し提出するものとする。

また、電子入札業者として入札に参加したのち、前項の①、②及び③の理由により、電子入札システムを利用できない場合、入札書受付締切予定日時までに「紙入札方式参加届出書」を多古町へ持参し提出するものとする。ただし、紙入札業者として入札参加申込をした後の電子入札業者への変更は認めないものとする。

3-6-3 紙入札業者の提出期限及び提出場所について

紙入札業者として入札に参加する場合の一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書等の提出期限及び提出場所は、「紙入札方式参加届出書」を多古町に提出した後に通知されるものとする。

また、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書等の提出方法は紙入札と同一とする。ただし、入札書(様式3)には、くじ番号(任意の3桁の数字)を記入するものとする。

4. システム障害等の取り扱いについて

4-1 発注機関のトラブル

多古町は、電子入札システム用サーバー又はネットワークなどに障害が発生し、入札事務が処理できないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入札事務の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、多古町は、状況に応じて多古町ホームページ、電子メール又は電話等の手段により入札参加者に連絡・公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

4-2 電子入札業者のトラブル

4-2-1 入札参加希望者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加希望者は、入札参加申込前にICカードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局

に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

4-2-2 プロバイダ障害、回線障害又は認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害又は認証局障害の場合、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-6の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

4-2-3 停電が起こった場合

入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-6の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

4-2-4 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札に参加できなくなった場合、又は電子入札に関する質問等がある場合、ちば電子調達システムポータルサイトに掲載してある、FAQ(よくある質問事例集)を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従うものとする。

また、上記により対応できない場合は、多古町の指示に従うものとする。

5. 不正行為等の取り扱いについて

5-1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

多古町は、入札参加者がICカードを不正使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消すなど、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

なお、ICカードの不正使用等が判明した場合には、指名停止等の措置を行うものとする。

不正使用等した場合の例示

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報に変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合

5-2 添付された書類にウイルス感染があった場合

3-3-5の規定により、多古町が警告したにも関わらず有効な処置を講じず、再度ウイルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うものとする。

附 則(平成21年6月2日訓令第6号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日訓令第5号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 4 日から施行する。

附 則(平成24年1月6日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。